

群生するものではない。

注(2) 「みやぎのはぎ」〔「みやぎのはぎ」ではない〕の名が始めて文献に現われるのは、今から約280年前、元禄11年〔1698〕刊の貝原益軒の「花譜」に『一種宮城の萩といふあり。其花尤もうるはし。其茎冬枯れて春新に根より生ず。』とある。仙台における宮城野萩栽培の歴史はわからないが、保護繁殖に努めたことは「残月台本荒萩」〔安政年間1772～1781の書、著者不明。「仙台叢書」第1巻に収録してある〕の次のような記事からうかがわれる。『綱村公萩の一ヶ所にありてもしや絶えなん事もやといひ給ひて、北山輪王寺の北・小谷管の西・中山古海道の東の山々に、嶺五つほどの地へ、此萩を植えさせ給ひしなり。萩の実を冬取り、春彼岸にうね作りして、実をまき土を少しふり置候へば悉く萌出て、翌年より花咲くとなり』。北山一帯は御留林〔諸人の立入禁止〕であったので、このためには適地であった。

資料 牧野日本植物図鑑

みやぎの萩（小原伸編）

46. 県花みやぎのはぎについて

問 県花みやぎのはぎは、いつどのようにしてきめられたものですか。

答 県花、正しくは「郷土の花」と称し、公募によってきめられたものです。昭和29年2月、植物友の会〔現日本植物友の会〕・NHK・日本交通公社・全日本観光連盟共同主催、文部・農林・運輸各省後援のもとに各都道府県毎に地方委員会を設け、葉書投票による予選を行いました。選定の基準は、

1. 郷土の誇りとする花
2. 郷土の人々に広く知られ愛されている花
3. 郷土の産業・観光・生活などに関係深い花
4. 郷土の文学・伝説などに結びついている花
5. その地方にのみ見られる珍らしい花

その結果を中央委員会がとりまとめて最後決定し、3月22日NHK開局29周年記念番組として全国向けラジオで発表されたものです。宮城県の県の花は96%の圧倒的多数でみやぎのはぎときまりました。北日本の県花を挙げてみると、北海道すずらん、青森りんご、岩手きり、秋田ふき、山形べにばな、福島ねむとしゃくなげ。

資料 原色県花・県鳥一物語と図鑑（中西悟堂・本田正次）

県花県木（松田 修）

県の花・県の木（松田 修）

仙台市史続編第2巻

47. 公 安 条 例

問 公安条例とはどのようなものですか。

答 公安条例とは、地方公共団体の条例で、治安保持などの必要を理由に、大衆的な集会・示威運動(1)などについて届出または許可を要する旨を定めたものを指しています。昭和23年大阪・京都・東京などで提案され違憲論をひき起したこと也有ったが、各都道府県で制定されるようになったものです。

地方公共団体の条例ですので、それぞれ独自の件名をもち、宮城県のものは「行列行進集団示威運動に関する条例」（昭和24年8月17日条例47号）と称されます。その条文は次の通りです。

第1条 行列行進又は多衆の集団示威運動（徒步又は車輛で道路公園その他公衆の自由に通行することができる場所を行進し又は占拠しようとするもの、以下同じ）は、県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けないで行ってはならない。

(2)
2. 学生・生徒・児童のみが参加し、かつ教科課程に定められた教育のため、学校の責任者の指導によって行う行列行進又は冠婚葬祭、体育運動、その他示威行動にわたらないものは許可を要しない。

第2条 前条第1項の許可を受けようとするときは主催者又は主催団体の代表者は、行列行進又は集団示威運動開始日時の72時間前までに、公安委員会に申請書を提出しなければならない。

第3条 前条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 行進又は示威運動の日時

二 主催者の住所・職業・氏名・生年月日（団体にあってはその名称、事務所の所在地、代表者の住所・氏名・生年月日）

三 行進又は示威運動の目的及び種類

四 行進の順路及び示威運動の場所

五 参加団体名並びにその代表者氏名及び各団体の参加予定人員と使用車輛数

第4条 公安委員会は、その行進又は示威運動が公安を害する虞がないと認める場合は、許可を与